

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【公開番号】特開2021-13545(P2021-13545A)
 【公開日】令和3年2月12日(2021.2.12)
 【年通号数】公開・登録公報2021-006
 【出願番号】特願2019-129475(P2019-129475)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02 (2006.01)
 【F I】
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月18日(2021.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による操作対象とされる操作手段と、
 判定を行う判定手段と、
 前記判定手段による判定の結果に応じた変動パターンを実行可能な図柄変動実行手段と

前記操作手段を摸した摸画像表示が表示状態にあり且つ該摸画像表示として表現されている操作手段に対する操作受付が許容される摸画像受付許容期間を発生可能であり、該摸画像受付許容期間で前記操作受付がなされると、該操作受付がなされたことに基づいて受付後変化を実行可能な受付期間実行手段と

を備え、

前記摸画像受付許容期間として、前記操作受付が複数回許容される操作手段を摸した摸画像表示が少なくとも表示状態にある摸画像複数回許容期間が少なくとも用意されている遊技機であって、

前記摸画像複数回許容期間には、前記操作受付が複数回許容されており且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けるだけで該操作手段に対する操作受付が複数回なされる維持操作許容期間と、前記操作受付が複数回許容されており且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けても該操作手段に対する操作受付が複数回なされない維持操作非許容期間とが用意されており、

前記維持操作許容期間には、発生条件がそれぞれ異なる複数種別の維持操作許容期間が含まれているが、それら種別の維持操作許容期間はいずれも、特定種別の演出音が可聴出力されているなかでのみ発生可能とされる期間であるか、または該特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかでのみ発生可能とされる期間であるかのいずれかであるのに対し、前記維持操作非許容期間には、特別条件の成立に基づいて発生可能とされる特別の維持操作非許容期間が含まれており、当該維持操作非許容期間が前記特別の維持操作非許容期間として発生する場合は、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかで当該維持操作非許容期間が発生する場合と、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで当該維持操作非許容期間が発生する場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記特別の維持操作非許容期間は、当該期間が発生する時点で終了している前回の図柄

変動が第1変動パターンで実行されていた場合、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生し、当該期間が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第2変動パターンで実行されていた場合、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下を抑制することが求められる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者による操作対象とされる操作手段と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定の結果に応じた変動パターンを実行可能な図柄変動実行手段と

、前記操作手段を摸した摸画像表示が表示状態にあり且つ該摸画像表示として表現されている操作手段に対する操作受付が許容される摸画像受付許容期間を発生可能であり、該摸画像受付許容期間で前記操作受付がなされると、該操作受付がなされたことに基づいて受付後変化を実行可能な受付期間実行手段と

を備え、

前記摸画像受付許容期間として、前記操作受付が複数回許容される操作手段を摸した摸画像表示が少なくとも表示状態にある摸画像複数回許容期間が少なくとも用意されている遊技機であって、

前記摸画像複数回許容期間には、前記操作受付が複数回許容されており且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けるだけで該操作手段に対する操作受付が複数回なされる維持操作許容期間と、前記操作受付が複数回許容されており且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けても該操作手段に対する操作受付が複数回なされない維持操作非許容期間とが用意されており、

前記維持操作許容期間には、発生条件がそれぞれ異なる複数種別の維持操作許容期間が含まれているが、それら種別の維持操作許容期間はいずれも、特定種別の演出音が可聴出力されているなかでのみ発生可能とされる期間であるか、または該特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかでのみ発生可能とされる期間であるかのいずれかであるのに対し、前記維持操作非許容期間には、特別条件の成立に基づいて発生可能とされる特別の維持操作非許容期間が含まれており、当該維持操作非許容期間が前記特別の維持操作非許容期間として発生する場合は、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかで当該維持操作非許容期間が発生する場合と、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで当該維持操作非許容期間が発生する場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記特別の維持操作非許容期間は、当該期間が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第1変動パターンで実行されていた場合、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生し、当該期間が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第2変動パターンで実行されていた場合、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】